

令和7年度

新婚生活を応援します！

（さぬき市結婚新生活支援事業）



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

概 要

どんな世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月10日までに入籍した世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が40歳未満の世帯
- ③ 夫婦の所得を合わせて500万円未満※
- ④ 婚姻を機に、夫婦ともに市内に住所を有している世帯
- ⑤ その他、市が定める要件を満たす世帯

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

どんな費用が対象なの？

新居の住宅費

- ① 新居の家賃（共益費を含む）
 - ② 初期費用（敷金、礼金及び仲介手数料）
- ※婚姻日より前の賃借については、婚姻日から起算して1年以内に、婚姻を機に新たに住宅を賃借した場合に限る。

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

1世帯あたりいくら補助を受けられる？

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、
・夫婦ともに30歳未満の世帯：上限60万円
・それ以外の世帯：上限30万円

申請方法は？

まずは、下記お問合せ先に事前相談してください。



【お問合せ先】さぬき市総務部政策課
住所：さぬき市志度5385番地8（本庁舎3階）
電話番号：（087）894-1112
メールアドレス：seisaku@city.sanuki.lg.jp

